

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 6 日

各都道府県・指定都市  
精神保健福祉関係事務ご担当者 様

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健福祉法の改正周知用ポスターについて（協力依頼）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号。以下「一部改正法」という。）により改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和 25 年法律第 123 号）の一部及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 144 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、今般、入院制度に関する変更点を患者等へ周知するためのポスターを作成しました。

つきましては、精神科病院において、入院患者全員への周知が広く行われるよう、全病棟にポスターを掲示する等、管下の精神科病院への周知をお願い致します。また、精神科病院の実地指導時にポスターの掲示等を通じた周知が図られているか確認いただく等、特段のご配慮を賜りますようお願い致します。また、保健所、精神保健福祉センター等の行政機関でもポスター掲示等の周知をお願い致します。

なお、本ポスターは電子媒体にて提供致しますので、適宜印刷してご活用下さい。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課  
精神医療係 河合、中谷  
(電話番号：03-3595-2307)

令和6年（2024年）4月1日から新しく

# 精神保健福祉法 が かわりました！

開始

## 医療保護入院の入院期間の法定化

- 医療保護入院の入院期間が、最長6か月となりました。
- ただし、精神保健指定医による診察の結果、医療保護入院の継続が必要と判断された場合、医療保護入院者退院支援委員会を開催し、家族等の同意（市町村長同意も含む）を得た場合に、入院期間が更新されることになりました。

開始

## 精神科病院での虐待の通報制度の新設

- 精神科病院で働く人からの患者さんに対する虐待について、都道府県等への届出や通報の制度ができました。

開始

## 入院者訪問支援事業の新設

- 所定の研修を修了した入院者訪問支援員が、患者さんの希望に応じて病院を訪問し、丁寧にお話を聞き、必要な情報を提供する制度ができました。
  - ※ 患者さんとは、市町村長同意で医療保護入院をしている方等を指します。
  - ※ 本事業の実施状況等は、都道府県等により異なります。

改正

## 地域生活への移行の促進

- 退院後生活環境相談員（退院支援の担当者）が、措置入院の場合でも必ず選任されることになりました。
- 措置入院・医療保護入院のどちらの場合でも、地域援助事業者の紹介を受けられるようになりました。



くわしくは、あなたの担当の  
退院後生活環境相談員、または  
病院の職員におたずねください！